

助成金受給にあたっての留意点

本助成金の受給にあたっては、労働関係法令等を遵守の上、申請・報告をしてください。
 法令等に反すると疑われる申請・報告があった場合には、電話による事実確認のほか、現地訪問による調査を実施する場合がありますのでご留意願います。
 労働関係法令に関する詳しい内容については、福島労働局、もしくは各労働基準監督署にお問い合わせください。
 また、法令の遵守状況の点検・確認の一助として、以下のチェックシートをご活用ください。

労働条件チェックシート

(注: 労基＝労働基準法、労基規則＝労働基準法施行規則、労安＝労働安全衛生法、最賃＝最低賃金法)

※チェックシートの提出は不要ですが、場合により提出を求めています。

項目	はい	いいえ
1 労働条件の明示（雇用契約書、労働条件通知書 等）		
(1) 労働者に対し、労働基準法等で定める労働条件を書面で明示(交付)している。(以下、a、b参照) 【労基15条、労基規則5条】		
a 必ず明示しなければならない事項 ①労働契約期間、②有期雇用の場合の更新の有無・更新基準、③就業場所・業務内容、④始業終業の時刻、所定時間外労働の有無、休憩・休日・休暇に関する事項、⑤賃金の決定・計算・支払方法・締切及び支払の時期、昇給、⑥退職事項(解雇事由含む)		
b 定めた場合に、明示しなければならない事項 ①退職手当に関する事項、②臨時に支払われる賃金、③賞与、④安全衛生 等		
2 就業規則		
(1) 常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている。【労基89条】 ※常時使用する労働者が10人未満であっても作成することが望ましい。		
3 変形労働時間制		
(1) 1か月単位の変形労働時間制を導入している場合、就業規則等への定め又は労働基準監督署への届け出を適正に行っている。【労基32の2】		
(2) 1年単位の変形労働時間制を導入している場合、労使協定及び労働基準監督署への届け出を適正に行っている。【労基32の4】		
4 労働時間／時間外及び休日の労働		
(1) 所定労働時間は、週40時間、1日8時間以内である。【労基32条】 ※特例措置対象事業場(常時10人未満の労働者を使用する商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業)では、週44時間以内。【労基規則25条の2】 ※1か月の変形労働時間制の場合、1か月の所定労働時間が法定上限(40時間(※1)×1か月の暦日数÷7)以下である。※1:特例措置対象事業場においては44時間。		
(2) 時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせている。【労基36条】		
(3) 1日の労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休憩時間を保障している。【労基34条】		
(4) 休日は、毎週1回または4週を通じて4回以上確保している。【労基35条】		
(5) すべての労働者に法定の年次有給休暇を与えている。【労基39条】		
5 賃金		
(1) 賃金は通貨で、直接(口座振込も可)労働者に、毎月1回以上、定期に全額を支払っている。【労基24条、労基規則7の2】		
(2) すべての労働時間について、(地域別・産業別ともに)最低賃金額以上の賃金を支払っている。【最賃4条】		
(3) 法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、それぞれ25%、35%、及び25%以上の割増賃金を支払っている。【労基37条】		
(4) 労働者を会社の都合により休業(自宅待機等)させた場合、平均賃金の60%以上の休業手当を支払っている。【労基26条】		
6 保険加入		
(1) 社会保険及び労働保険の加入手続きを適正に行っている。【雇用保険法等】		
7 その他		
(1) 就業規則・労使協定等を職場に備え付けるなどの方法により労働者に周知している。【労基106条、労安101条】		
(2) 労働基準法、労働安全衛生法等、労働関係法令を遵守している。		